

学校警察連携制度について

1 制度の目的

個人情報保護法の観点から、各学校と警察とが児童・生徒の情報を提供し合うことが難しくなったことにより、学校単独での解決が難しいケース、例えば、社会のルールを無視して危険な振る舞いを繰り返し、ひいては犯罪に手を染めて、少年院に送致されるような場合などには、有効な対策を講ずることが難しい。こうしたことから、必要に応じて、学校と警察とが児童・生徒の情報を共有し、協議を行うことができるよう、多くの機関から改善を求められていた。

そこで、神奈川県警察と意見交換をする中で、個々の児童・生徒の情報を学校と警察が共有し、具体的な指導・支援を行うことができる「学校と警察との相互連携による協定」制度の活用に向け、県警察と協議を重ねてきた。

この協定は、教育委員会と警察本部とが、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とするものである。

2 制度の概要

近年、複雑化する犯罪被害や非行からの立ち直り支援活動を効果的に推進するため、児童生徒が犯罪の被害に遭うおそれがある場合や、逮捕、身柄通告した事案、いじめや児童虐待、非行集団に関する事案などの情報を提供・収集することを目的に、教育委員会と警察本部との間で協定を締結するものである。

この制度は、平成14年度の警察庁及び文部科学省の通達からスタートしており、神奈川県では既に8教育機関が締結している。

3 これまでの流れ

- H22年11月 県警察本部少年育成課との具体的な協議を開始（～現在に至る）
- H23年 4月 教育委員会事務局で原案作成
- 5月 小田原市個人情報保護運営審議会に諮問（2日）
小田原市個人情報保護条例第8条第3項第6号（個人情報の収集）
及び同条例第9条第1項第4号（目的外利用・提供）について審議
同審議会で承認（16日）
小田原市教育委員会定例会にて承認（24日）
- 7月 教育委員会と校長会との連絡調整会での報告（5日）
- 9月 市議会厚生文教常任委員会に報告（8日）
- 10月 「学校と警察との相互連携による協定」締結（6日）
運用開始は10月11日～
- 11月 小田原市PTA連絡協議会役員会へ報告・説明（18日）
- 12月 実施要領及びガイドライン作成（15日）